

「第6次水俣市総合計画（第2期基本計画）素案」に係るパブリック・コメント実施結果 及び市の考え方について

「第6次水俣市総合計画（第2期基本計画）素案）」について、市民の皆さまからの御意見等を募集しましたが、寄せられました御意見等とこれらに対する市の考え方を下記のとおり掲載いたします。御意見をお寄せいただきありがとうございました。

記

1 募集期間

令和4年12月21日（水）～令和5年1月13日（金）

2 閲覧場所

- | | | | |
|---------------|----------------|---------------|------------|
| ①市役所1階階段前スペース | ②市役所3階資料閲覧コーナー | ③もやい館1階保健センター | ④もやい館2階受付前 |
| ⑤市立総合体育館 | ⑥市立総合医療センター | ⑦市立図書館 | ⑧こどもセンター |
| ⑨ふれあいセンター | ⑩水俣病資料館 | ⑪おれんじ館 | ⑫愛林館 |
| ⑬湯の鶴温泉保健センター | ⑭市ホームページ | | |

3 御意見等総数（意見等提出者数）

持 参	3 件（1 人）
郵 送	0 件（0 人）
F A X	0 件（0 人）
E メール	0 件（0 人）
計	3 件（1 人）

4 御意見等の取り扱い（1 件の中に複数意見が含まれる場合があるため、総件数と一致しません）

- | | |
|------------------------|------------|
| 意見等を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの | 0 件 |
| 今後の取組の参考とするもの | 4 件 |
| 上記のどちらでもないもの | 3 件（現状の確認） |

1 パブリック・コメント意見等に係る市の考え方

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
1	【ページ】 31 ページ 【項目名】 施策区分 3：湯の鶴癒しのむらづくり	◆湯の鶴観光物産館「鶴の屋」の運営について 鶴の屋が建設当時本来の観光拠点であるべきスタンスが無くなっている。たまに行われるマルシェは、よそからの仲間で形成され、地域や市内の人達が入りにくい雰囲気。出店者のセレクトも、地域に協力的な店（人）がおらず、それが地域の人達が行きにくい場所になってしまっている。置いてある商品は良いのに、宣伝もせず、積極的にお客を呼び込む姿勢もなく勿体ない。偏ったこだわりを捨て、人の入りやすい店づくりに努めるべきで、まずはそこに行政が手出し口出しすべきである。	湯の鶴観光物産館「鶴の屋」の運営については、施設の設置条例に基づき、市と指定管理者との同施設における管理運営に関する協定書の中で、地元食材の提供、地域の特産品の展示販売、観光情報発信等について定めており、地域振興を図ることとしております。また、施設利用者からの御意見や苦情についても随時確認し、改善に向けて取り組んでいるところです。 頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
		◆湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」の運営について ほたるの湯の商品も工夫が必要。お客が買い物したくなるよう、土産・惣菜等を充実させてほしい。	湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」の運営については、施設の設置条例に基づき、市と指定管理者との同施設における管理運営に関する協定書の中で、地域特産品の販売を含めた本市の観光・物産振興に寄与する取組について定めております。 頂いた御意見も今後の取組の参考とさせていただきます。
2	【ページ】 36 ページ 【項目名】 施策区分 6：持続可能な村づくり	◆村丸ごと生活博物館について ①現状の 4 地区は活動しているのか。	高齢化等により活動が縮小している中、更に新型コロナウイルス感染症の影響で、各地区への訪問者がほとんどない状況となっております。
		②現状の 4 地区は指定に見合った地区か。	指定については、水俣市元気村づくり条例に基づき指定しており、要件は満たしております。
		③指定の代表者は誰か。また、その仕事を適正に行っているか。	水俣市元気村づくり条例に基づき、地区を指定しているところであり、代表者の指定はしていません。

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
2	【ページ】 36 ページ 【項目名】 施策区分 6：持続可能な村づくり	④改良、改善、体制の変革など、今一度見直しを行い、積極的な取組を求めるべきでは。(例) 頭石・大川 取組支援は非常にありがたいが、活動そのものができていないのであれば①～③を再構築して、新たな組織で取り組むことが可能であり、ぜひ活かしてほしい。	地区の中では、体制の見直し等を行い、新たな形でスタートされている地区もあります。 今回、頂いた御意見につきましては、今後の村丸ごと生活博物館の取組みに活かしてまいります。
3	【ページ】 43 ページ 【項目名】 施策区分 2：誰もが楽しく学べる教育環境づくり	◆いじめについて いじめに関する報告件数が、本当の件数だと思わないでほしい。いじめに関して、言わない・言えない子どもの数までは把握できていない。統計の取り方をもっと改善すべき。 いじめは“被害者がいじめと認識した時点で成立”という共通認識のもとに、学校も教育委員会もアンテナを張り巡らせ、取りこぼしや見えていないものの発掘を丁寧に行ってほしい。それをしてこそ、一人一人の救済からのいじめ解消につながるステップであると考えます。	いじめについては、県下の公立学校の児童生徒を対象として例年実施される無記名の「心のアンケート」のほか、市内各小中学校において、学期ごとまたは月ごとにいじめに関するアンケートを行う等、いじめの現状把握とその解消に向けて取り組んでおります。 また、各学校の教職員が、日頃から児童生徒の様子をうかがい、変化等が見受けられた場合には、本人や周りの児童生徒に聞き取りを行ったり、スクールソーシャルワーカーなどの専門職等に繋いだりするよう措置しております。 頂いた御意見を参考にしながら、今後も児童生徒が安全で安心した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止と早期発見、適切かつ迅速な対処に努めてまいります。